

## (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

**第63条** 次に掲げる一般原動機付自転車については、保安基準第61条の3第2項から第4項までの規定は、適用しない。

一 平成11年8月31日（輸入された第一種一般原動機付自転車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作された第一種一般原動機付自転車（輸入された第一種一般原動機付自転車以外の第一種一般原動機付自転車であって、平成10年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種一般原動機付自転車を除く。）

二 平成12年8月31日（輸入された第二種原動機付自転車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作された第二種原動機付自転車（輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって、平成11年10月1日以降に、施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）

2 ガソリンを燃料とする第一種一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定された第一種一般原動機付自転車に限る。）であって平成19年8月31日以前に製作されたもの（第2項第1号に掲げる第一種一般原動機付自転車及び輸入された第一種一般原動機付自転車以外の第一種一般原動機付自転車であって平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種一般原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該一般原動機付自転車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成17年国土交通省告示第909号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該一般原動機付自転車及び当該一般原動機付自転車と同一の型式の一般原動機付自転車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

一般原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 2サイクルの原動機を有するもの	8.00	3.00	0.10
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	13.0	2.00	0.30

3 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定された第二種原動機付自転車に限る。）であって平成20年8月31日

以前に製作されたもの（第2項第2号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって平成19年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第1号又は第2号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該一般原動機付自転車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該一般原動機付自転車及び当該一般原動機付自転車と同一の型式の一般原動機付自転車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

一般原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
イ 2サイクルの原動機を有するもの	8.00	3.00	0.10
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	13.0	2.00	0.30

4 ガソリンを燃料とする第一種一般原動機付自転車であって平成19年8月31日以前に製作されたもの（第2項第1号に掲げる第一種一般原動機付自転車及び輸入された第一種一般原動機付自転車以外の第一種一般原動機付自転車であって平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第一種一般原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第3号、第259条第1項及び第275条第1項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定量が、次の表の上欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

一般原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の7800
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の2000

5 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車であって平成20年8月31日以前に製作されたもの（第2項第2号に掲げる第二種原動機付自転車及び輸入された第二種原動機付自転車以外の第二種原動機付自転車であって平成19年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた第二種原動機付自転車を除く。）は、細目告示第243条第1項第3号、第259条第1項及び第275条第1項の規定にかかわらず、原動機

を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる一般原動機付自転車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

一般原動機付自転車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の7800
ロ 4サイクルの原動機を有するもの	4.5%	100万分の2000

6 総排気量が0.050リットル以下であって、最高速度が50キロメートル毎時以下のガソリンを燃料とする第一種一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものに限る。）であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第2項から第4項まで掲げる一般原動機付自転車及び輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって平成24年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）及び平成25年9月1日以降に製作されたもののうち、輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって平成24年9月30日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものについては、細目告示第243条第1項第1号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、当該一般原動機付自転車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該一般原動機付自転車及び当該一般原動機付自転車と同一の型式の一般原動機付自転車であって既に施行規則第62条の3第5項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.0、炭化水素については0.50、窒素酸化物については0.15を超えないものであればよい。

7 総排気量が0.050リットル以下であって、最高速度が50キロメートル毎時以下のガソリンを燃料とする第一種一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であるもののうち、平成25年8月31日以前に製作されたもの（第2項、第5項及び第6項に掲げる一般原動機付自転車並びに輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって平成24年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第243条第1項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成22年国土交通省告

示第1213号）による改正前の細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については3.0%、炭化水素については100万分の1,600を超えないものであればよい。

8 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車であって平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって平成28年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、保安基準第61条の3第5項並びに細目告示第243条第2項第2号及び同条第4項、第259条第2項第2号及び同条第4項及び第275条第2項第2号及び同条第4項の規定は、適用しない。

9 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの（細目告示第243条第1項第2号の一般原動機付自転車を除く。）に限る。）であって平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入された一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車であって平成28年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）は、細目告示第243条第1項第1号の規定にかかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については2.2、炭化水素については0.45、窒素酸化物については0.16を超えないものであればよい。

10 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）は、細目告示第259条第2項第2号の規定にかかわらず、一般原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、同告示第275条第2項第2号の規定を準用する。

11 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）は、細目告示第259条第4項の規定にかかわらず、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がなければよいものとする。

12 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものに限る）であって、細目告示第243条第1項第1号に定める一般原動機付自転車のうち、令和4年10月31日（第一種一般原動機付自転車については、令和7年10月31日）以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）にあっては、同号の規定に

かかわらず、施行規則第62条の3第5項の検査の際、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示第243条第1項第1号の基準に適合するものであればよい。

- 13 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものに限る）のうち、令和4年10月31日（第一種一般原動機付自転車にあっては、令和7年10月31日）以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第243条第1項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する運転条件によりアイドリング運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については100分の3、炭化水素については100万分の1600を超えないものであればよい。
- 14 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車のうち、令和4年10月31日（第一種一般原動機付自転車にあっては、令和7年10月31日）以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第259条第1項及び細目告示第275条第1項の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の一般原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60センチメートル程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60センチメートル程度挿入して測定することが困難な一般原動機付自転車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については100分の3、炭化水素については100万分の1600を超えないものであればよい。
- 15 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車のうち、令和4年10月31日（第一種一般原動機付自転車にあっては、令和7年10月31日）以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第243条第4項及び第259条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示第243条第4項及び第259条第4項の規定に適合するものであればよい。
- 16 ガソリンを燃料とする第一種一般原動機付自転車については、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交

通省告示第589号)による改正前の細目告示別添115の規定に適合するものであればよい。

- 17 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車のうち、令和4年10月31日以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添115の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第589号）による改正前の細目告示別添115の規定に適合するものであればよい。
- 18 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車については、当分の間、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」III. 2. 3. 4. 1. の規定は適用しない。
- 19 ガソリンを燃料とする第二種原動機付自転車のうち、令和9年10月31日以前に製作されたもの（令和7年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」III. 2. 5. の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替えられる字句	読み替える字句
<p>2. 5. OBD閾値</p> <p>OBD閾値は、COについては1.900g/km、NMHCについては0.250g/km、NOxについては、0.300g/km、PMについては、0.050g/kmとする。</p>	<p>2. 5. OBD閾値</p> <p>OBD閾値は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が50km/h以下の原動機付自転車及び総排気量が0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が50km/hを超え130km/h未満の原動機付自転車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては1.400g/km、NOxについては、0.350g/kmとする。</p> <p>(b) 総排気量が0.125リットル以下であり、かつ、最高速度が130km/h以上の原動機付自転車にあっては、COについては2.170g/km、THCについては</p>

	0.630g/km、NOxについては、 0.450g/kmとする。
--	--------------------------------------

20 ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（最高速度50キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車を除く。）であって、次に掲げる一般原動機付自転車については、別添44の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添44の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和7年11月30日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和7年12月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの
  - イ 令和7年11月30日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
  - ロ 令和7年12月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年11月30日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車とばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る性能が同一であるもの